ハラスメント行為が確認された場合は、就業規則などに基づき、懲戒処分の対象となることがあります。行為の具体的態様、当事者同士の関係や被害の程度・心情などを総合的に判断して、処分を決定します。

ハラスメントは許しません!!

パワハラの原因や背景には、コミュニケーションの希薄化など、学校や職場の環境に問題があると考えられますので、環境の改善に努めましょう。
性別役割分担意識に基づく言動はセクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動はマタハラの発生の原因や背景となり得ます。このような言動をしないように注意しましょう。

学校法人和洋学園　理事長 溝田泰夫

セクハラとは？
（セクシュアルハラスメント）

例えば…

- 性的な冗談、からかい、質問などをする
- わいせつ画面の閲覧、配布、掲示
- 性的な内容の噂を意図的に流す
- 体への不必要な接触
- 食事やデートにしつこく誘う
- 交際、性的な関係の強要
- 性的な言動を拒否した教職員を辞めさせる
- 本人に無断で、性的指向や性自認など、個人情報を他人に知らせる

パワハラとは？
（パワーハラスメント）

例えば…

- 物を投げつけられ身体に当たる
- 無能扱いする言葉を受けた
- 挨拶しても、無視され、挨拶をしてくれない
- 一人ではできない量の仕事や課題を押しつけられる
- 理由を示さずに、授業の単位を与えない
- くどくどと長時間叱責する
- 相手の意見を聞かずに、自分の考えを一方的に押し付ける

マタハラとは？
（妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント）

例えば…

- 上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- 「妊娠を理由に体調不良で休まれても困る」と言われた
- 育休の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われた
- 育児短時間勤務中、「まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている

ハラスメントで悩んでいませんか？

ハラスメントに対してはっきりと「嫌だ」「やめてください」など、自分の意思を相手に示しましょう。一人で悩まず、深刻な事態にならないよう、早めに相談してください。

学園内に**ハラスメントに関する相談員を配置**し、**相談窓口を設置**しています。各校のお知らせをご覧ください。
本学園は、**学外の専門相談機関に相談窓口を設置**しています。

社会保険労務士法人人事サポートセンター　特定社会保険労務士　市川博昭
（連絡方法：なるべく①でお願いします。①が無理な場合は、②→③の順でお願いします。）

①事務所のアドレス info@jinji-support.com
②TEL 03-5309-2160（月曜日～金曜日：午前９時～午後６時）（不在の場合は折り返しお電話します）
匿名を希望される方は、事務員が受電可能な日時を伝えますので、再度かけてください。）
③FAX 03-5309-2161

＊当学園にかかわる全ての方が、相談窓口（学内・学外）や相談員（学内）に相談することができます。
＊相談では、相談者のプライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。また、相談者だけでなく事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。見聞きした場合でもご相談ください。
＊相談を受けた後で、必要に応じて関係者から事情を聞くなどして事実関係を確認し、事案に応じた適切な対応をします。また、再発防止策など、適切な対応策を講じます。
＊本学園には妊娠・出産、育児や介護を行う方々が利用できる様々な制度があります。また、派遣社員については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。就業規則などで確認しましょう。
＊制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことがあります。気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から学校や職場の方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。